

移住定住のための補助金制度が改正されました!!

～ 市内に住宅を建築や購入した方に補助金を交付します。～



R2.4.17 更新

【問い合わせ先：企画情報課 72-6631】

令和2年4月から新たな移住定住補助金制度ができました。(令和2年3月31日迄に取得した住宅については、従前の補助内容にて補助金を交付する)

対象者	補助金等の種類	対象案件	補助率 補助金額	加算					対象要件・注意事項	根拠要綱
				リフォーム	市内事業者	児童生徒	光ケーブル	宅地購入		
住宅を 新築・ 購入・ リフォームした者	A 新築住宅補助金	新築住宅 (建築・購入)	建築・購入費の1/10 (上限40万円)	—	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 申請日において対象世帯員が美作市に住所を有すること 自己資金により住宅を建築、購入、リフォームしていること 	みまさか移住定住住宅補助金交付要綱
	B 中古住宅補助金	中古住宅購入	購入費の1/10 (上限30万円)	○	○	○	○	○		
	C ふるさと跡継ぎ支援補助金	3親等以内の親族の住宅を継承して改修	リフォーム費の1/2 (上限30万円)	—	○	○	○	—		
空き家所有者	D ふるさと我が家リフォーム補助金	空き家バンク登録住宅を貸して改修	リフォーム費の1/2 (上限30万円)	—	○	—	○	—	<ul style="list-style-type: none"> □と□については、同一の住宅についてどちらか一方に限る 申請期限：住宅の取得日から1年以内 	ふるさと住宅リフォーム補助金交付要綱
空き家を賃借する者	E ふるさと賃貸リフォーム補助金	空き家バンク登録住宅を借りて改修	リフォーム費の1/2 (上限30万円)	—	○	○	○	—		

※住宅の取得とは：表示の登記又は所有権の保存若しくは移転の登記の日をいう

【共通対象要件】

- 世帯全員が市税などに滞納がないこと
- 美作市暴力団排除条例に定める暴力団員でないこと
- 補助金交付後5年間居住すること(Dの場合は5年間の賃貸)
- 3親等以内の親族から購入した土地・建物は対象外とする
- リフォームの場合、住宅の取得に併せてリフォームする場合に限る

【加算枠の見方：○の場合に下記の金額が付加されます。】

- 中古住宅改修：中古住宅補助金の対象事業に併せてリフォームをした場合(契約金額の1/2・上限30万円)
- 市内事業者：建築やリフォームを市内事業者と契約した場合(契約金額の1/2・上限10万円)
- 児童・生徒：世帯員に義務教育修了前の子がいる場合(5万円/人・上限なし)
- 光ケーブル：対象工事に併せて光ケーブル工事をした場合(費用の1/2・上限3万円)
- 宅地購入：申請者、又は配偶者の少なくともどちらか一方が50歳未満の場合(宅地購入費用の1/2・上限10万円)